

豊明市物品等電子入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊明市契約規則（昭和47年豊明市規則第16号）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規約の規定に基づき、電子入札の試行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から入札予定の公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連の事務手続きを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。
- (2) 電子入札サブシステム 電子調達システムを構築する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続きを処理するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札サブシステムを使用して行う入札・開札等の手続きをいう。
- (4) 紙入札 電子入札サブシステムを使用しないで書面により行う入札・開札等の手続きをいう。
- (5) オープンカウンタ（公開見積競争） 電子入札サブシステムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者との間で契約を締結する契約方式（以下「オープンカウンタ」という。）をいう。
- (6) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子調達システムに対応しているカードをいう。

(7) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札サブシステムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(8) 開札場所 開札に使用するパソコンが設置されている事務室又は会議室をいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札を行うことができる入札方式は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

区 分	契約方式
物品購入、物品借入及びその他委託 (設計・測量・建設コンサルタント等業務を除く。)	一般競争入札 指名競争入札 オープンカウンタ

2 電子入札対象案件は、入札公告又は指名競争入札に関する通知書に電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、ICカードにより、電子入札サブシステムに企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報を登録しなければならない。

2 前項により登録したICカードが失効した場合は、新たに取得したICカードにより、再度利用者登録を行うものとする。

3 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録の変更を行わなければならない。

(電子入札サブシステムの利用)

第5条 電子入札サブシステムを利用することができる者は、電子調達システムにより競争入札参加資格の申請を行い資格認定を受けた者で、前条により電子調達システムに利用者登録を行った者とする。ただし、オープンカウンタの場合は、前条の利用者登録は要しないものとする。

(電子入札に使用するICカード)

第6条 ICカードの名義人は、豊明市競争入札参加資格者名簿に登録された代表者又は代表者から入札又は見積り及び契約締結に関する権限の委任を受

けた者とする。

2 名義人の変更事由が発生した場合は、新たな名義人によるICカードの再取得を行うまでは電子入札に参加することができない。

3 市長は、入札参加者がICカードを不正に使用した場合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる措置をとることができる。

(1) 開札までに不正使用が判明した場合 入札参加案件への入札参加資格の取消し。ただし、すでに入札済みのものについては当該入札の無効

(2) 落札決定後から契約締結前までに不正使用が判明した場合 落札決定の取消し

(3) 契約締結後に不正使用が判明した場合 契約の解除

(入札参加申請書等の提出)

第7条 第4条の規定により電子調達システムに登録した者のうち、電子入札により実施される一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申請の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名及び電子証明書(以下「電子署名等」という。)を付した競争入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「入札参加申請書」という。)を、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

2 入札参加者は、前項により入札参加申請書を提出するときに資料の提出を求められた場合は、電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。この場合、ファイル容量は原則として3メガバイト以内とする。

3 資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、次のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーションソフト	ファイル形式
Microsoft Word	Microsoft Word97 以降 2003 以前のバージョンで作成した Word 文書ファイル又は Microsoft Word2007 で作成し「Word97-2003 文書」形式で保存したファイル

Microsoft Excel	Microsoft Excel97 以降 2003 以前のバージョンで作成した Excel ブック又は Microsoft Excel2007 で作成し「Excel97-2003 ブック」形式で保存したファイル
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ テキストファイル (TXT 又は CSV 形式) ・ PDF ファイル (Adobe Acrobat で作成したもの) ・ 画像ファイル (JPEG 又は GIF 形式) ・ その他、市長が特に認めたファイル形式及びバージョン
<p>TXT 形式は、Windows 付属のメモ帳により開封できるものに限る。</p> <p>CSV 形式は、Microsoft Excel で開封できるものに限る。</p>	

- 4 第2項の規定にかかわらず、電子ファイルで提出する資料の容量が3メガバイトを超えるときは、書面により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- 5 入札参加者は、すでに提出した資料に誤りがあったときは、第7条第1項の受付期間内に市長に資料の再提出の申入れを行い、承認を得た場合は、資料を再提出することができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- 6 入札参加者は、資料を提出するときは、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、入札参加申請書に添付する際に必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 7 市長は、入札参加申請書に添付された資料にウィルス感染があったときは、直ちに閲覧を中止し、速やかに入札参加者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。
- 8 市長は、都合により入札参加申請書の受付締切日時を変更する場合は、既に入札参加申請書等を提出した入札参加者に対し、電話等確実な方法により連絡するとともに、必要に応じて市のホームページ等に掲載するものとする。
(入札参加資格の確認)

第 8 条 市長は、前条の入札参加申請書を受領したときは、豊明市競争入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書（様式第 2 号）を電子入札サブシステムにより送信するものとする。

（指名の通知）

第 9 条 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、豊明市契約規則第 8 条に掲げる事項を記載した指名通知書（様式第 3 号）を電子入札サブシステムにより送信するものとする。

（入札書の提出）

第 10 条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名等を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札サブシステムにより見積用暗証番号を入力するものとする。

2 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とする。

（紙入札での参加）

第 11 条 電子入札案件において、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合は、紙入札により当該電子入札案件に参加することができる。

（ 1 ） ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

（ 2 ） ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

（ 3 ） パソコン等のシステム障害により電子入札サブシステムに接続できない場合

（ 4 ） 前 3 号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

2 前項により紙入札での参加を希望する入札参加者は、入札書受付締切日時までに紙入札参加承認願（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項により紙入札参加承認願が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、紙入札参加審査結果通知書（様式第 5 号）により通知するも

のとする。

4 市長は、前項により紙入札による参加を承認したときは、当該入札参加者を紙入札業者として登録し、当該電子入札案件について承認時以降の電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札サブシステムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しないものとする。

5 第3項の規定により、紙入札での参加が承認された入札参加者は、次の各号に定める方法で紙入札を行うものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を使用する。ただし、使用印鑑届が未提出又は提出後に変更された場合は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑を使用する。

(2) 入札については、入札書(様式第6号その1、様式第6号その2)を使用し、当該入札書には電子くじ番号(任意の3桁の数字)を記載するものとする。

(3) 提出場所、提出方法については、案件ごとに市長が指示するものとする。

(4) 入札参加申請の締切日時及び入札書の受付締切日時は、電子入札における当該締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札書受付締切日時までに電子入札サブシステムにより辞退届(様式第7号その1)(再度入札にあっては、再入札辞退届(様式第7号その2))を提出するものとする。ただし、紙入札参加承認願を提出し承認を受けている場合は、書面による辞退届を提出するものとする。

2 入札参加者は、入札書を提出した後は、辞退することができない。

(入札参加資格の失効)

第13条 開札日までに指名停止の措置を受けた入札参加者は、入札参加資格を失うものとする。

2 入札参加資格を失った入札参加者がすでに入札書を送信していた場合につ

いては、当該入札を無効とする。

(入札の中止)

第14条 市長は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により、入札を中止した場合、市長は、電子入札サブシステムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第15条 市長は、案件登録の後、特別の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札サブシステムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札サブシステムにより日時変更通知書(様式第8号)を送信するものとする。

(開札)

第16条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、電子入札サブシステムにより行うものとする。

2 入札参加者は、開札に立会うことができるものとする。

3 紙入札がある場合、市長は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札サブシステムに入力した後に電子入札サブシステムにより一括開札を行うものとする。

4 開札に立会う入札参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立会わせるものとする。

5 開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじにより落札者を決定するものとする。ただし、入札書にくじ番号の入力又は記載がない場合は、入札書の到着順に電子入札サブシステムに「999」を登録する。

(落札者の決定の通知)

第17条 落札者を決定した場合は、市長は入札参加者に対し、電子入札サブシステムにより落札決定通知書(様式第9号)を送信するものとする。

(保留の通知)

第18条 市長は、開札後ただちに落札者を決定することができない場合は、入札参加者全員に対し、電子入札サブシステムにより、保留通知書(様式第

10号)を送信するものとする。

(再度入札)

第19条 開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内でないときは、再度の入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに市長が指定し、電子入札サブシステムにより再入札通知書(様式第11号)を送信するものとする。

3 紙入札で参加した者については、指定された受付締切日時までに入札書を作成し、指定された提出場所へ持参提出することで再度入札に参加できるものとする。

4 再度入札の回数については、2回とする。

5 前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

(不調)

第20条 市長は、落札者がなく不調となった場合は、入札参加者に対し、電子入札サブシステムにより不調通知書(様式第12号)を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第21条 紙入札参加者に対する第15条、第17条、第18条、第19条第2項及び前条の通知は、電話又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第22条 市長は、電子入札を実施した場合(オープンカウンタによる場合を除く。)は、その結果を電子調達システムに登録し公表するものとする。

(入札の無効)

第23条 豊明市契約規則第12条各号又は次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

(2) 電子署名等のない入札

2 同一の電子入札案件において、電子入札及び紙入札による入札書の提出をした場合は、いずれの入札も無効とする。

(責任の範囲)

第 2 4 条 電子入札において、入札参加申請書、入札書又は見積書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。

2 入札参加者は、入札参加申請書、入札書又は見積書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

(障害発生時の対応)

第 2 5 条 電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 短時間の障害で復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合 必要に依りて入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合 紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したことを速やかに連絡するとともに、入札方法等必要事項を記した入札方法変更通知書 (様式第 1 3 号) により通知するものとする。この場合において、入札書を除く書類の送受信が完了している場合にあつては、有効なものとして取扱い、再度の交付又は受領は要しないものとし、すでに送信された入札書がある場合にあつては、開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

(委任)

第 2 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。